

【在留邦人の皆様へ】（重要）日本への本帰国等の際の当館へのご連絡のお願い（帰国届・各種証明申請に関するお知らせ）

令和7年12月8日  
在ザンビア日本国大使館

平素より、当館の領事行政をご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最近、当館において各種証明書等の申請をされた方の中に、当館へのご連絡なく日本へ本帰国されるケースが散見され、申請されたご本人が不利益を被る事案が発生しております。

つきましては、在留邦人の皆様におかれましては、当地滞在を終えてザンビアから出国する場合又はザンビア国外に3か月以上滞在する目的でザンビアを離れる際には、必ず当館へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

特に、以下の点にご留意・ご協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

1. 「帰国届」の提出のお願い

現在、当館に「在留届」を提出されている方が、当地滞在を終えてザンビアから出国する場合又はザンビア国外に長期にわたり滞在する目的でザンビアを離れる場合（目安：3か月以上ザンビア国外に滞在し、かつ、ザンビアに戻る予定が不確実である、又は当面ザンビアに戻る予定がない場合等）には、速やかに「帰国届」をご提出ください。帰国届の提出方法については、

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

をご覧いただくか、当館までお問い合わせ願います。

2. 申請中の各種証明書等がある場合の「事前の一報」のお願い

当館において、各種証明書、パスポート、戸籍・国籍関係の届出などの手続をされている最中に、日本への本帰国等でザンビアを永久に又は長期にわたり離れる場合には、必ず事前に当館にご一報いただけますよう、お願い申し上げます。ご連絡がないままザンビアを不在にされると、申請書類の取扱い、交付物の送付、手数料の返還など、その後の手続に多大な支障が生じ、申請者様自身の不利益となる可能性があります。事前にご連絡いただければ、申請の取下げや、今後の手続について円滑にご案内することが可能となります。

帰国届の提出による皆様からの適時の情報提供は、当館が在留邦人の方々の

正確な人数を把握し、緊急時の安否確認や連絡網の維持、そして効率的な領事サービスを提供する助けにもなるものです。何卒、本件の趣旨にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【在留届・たびレジ】

このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

3か月以上滞在される方は、在外公館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新の安全情報や、緊急時に現地在外公館の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

また、在留届の記載事項に変更がある方又は帰国・転出される方は、変更届、帰国・転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止されたい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

### 【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館

Embassy of Japan in Zambia

住所：No. 5218, Haile Selassie Avenue, P. O. Box 34190, Lusaka, Zambia

電話：+260-211-251-555

領事メール：[jez.consul@lu.mofa.go.jp](mailto:jez.consul@lu.mofa.go.jp)

領事窓口時間：08:00 - 12:00 / 14:00 - 16:00

ホームページ：<https://www.zm.emb-japan.go.jp>

Facebook：<https://www.facebook.com/JAPANinZAMBIA/>